

平成30年4月から 国民健康保険制度が変わります

国民皆保険を維持するため、平成30年度から新潟県も国民健康保険制度を担うことになりました。これにより、県が国保財政の責任主体となり、市は県に国保事業納付金を納付する仕組みが導入されます。

おもな変更点

加入者の資格管理が県単位に

これまで市町村ごとに行っていた加入者の資格管理を県単位で管理することになります（再手続きは不要です）。

- ・被保険者証は、これまでどおり市が発行します

- ・新しい被保険者証に県名が表記されます（平成30年8月の一斉更新から）

- ・被保険者が、県内に住所異動しても資格が継続されます

- ・県外へ住所異動した場合は、村上市および新潟県内の資格を失います

高額療養費の多数回該当の通算方法が変わります

これまで市町村をまたいで住所異動した場合に通算されなかった高額

療養費の該当回数が、同一県内に住所異動した場合は通算されることとなります（ただし、住所異動前と後で、世帯構成が変わらないなどの条件があります）。

新潟県と村上市の役割

新潟県

- ・財政負担の責任主体となる
- ・事務の効率化・標準化・広域化を推進

- ・市町村ごとの国保事業納付金の額、標準的な保険料率の算定・公表

- ・市町村が必要な保険給付費用の全額支払い

- ・市町村の保健事業への必要な助言・指導

村上市

- ・国保事業納付金を新潟県に納付
- ・標準保険料率を参考に保険料率を決定し、賦課・徴収

- ・保険給付の決定
- ・保健事業の実施

●問い合わせ 保健医療課国保室

☎ 53・2111（内線251～254）

老齢年金受給資格 10年に短縮されました

これまで老齢年金を受け取るために必要な資格期間（保険料納付済期間と保険料免除期間などの合計期間）は25年でした。

今年8月1日からは資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになりました。

該当する人には、日本年金機構から黄色の封筒で順次「年金請求書」を送付しています。申請書が届いていない人でも、任意加入期間や合算対象期間を含めて年金を受給できる可能性があります。りますので、お問い合わせください。

※「資格期間」とは

- 国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間

- サラリーマンの期間（船員を含む厚生年金保険料や共済組合などの加入期間）

- 年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間

【注意】年金の額は、納付した期間に応じて決まります。40年間保険料を納めた人は満額受け取れます。10年間の納付では、受け取る年金額が、おおむねその四分の一の額になります。

●問い合わせ

☎ 0254・23・2128 新発田年金事務所お客様相談室

